

令和 6 年度恵庭市災害対策本部訓練の成果について

1 趣 旨

恵庭市では、災害対策本部訓練を毎年 1 回実施しており、令和 6 年度に実施した同訓練について、その成果の概要を報告するもの。

2 訓練の概要

(1) 訓練目的

複合災害における対処能力向上を図るとともに、個別避難計画の運用及び関係機関を含む情報共有要領について検証する。

(2) 訓練・検証項目

- ア 複合災害における対処能力向上
浸水害対処中に大地震が発生した場合の対処要領
- イ 個別避難計画の運用
浸水害における避難要領と地震災害における避難要領の差異
- ウ 関係機関を含む情報共有要領
指揮室内における情報共有手段としての LOGO チャットの使用法

(3) 実施時期・場所

- ア 実施時期
令和 6 年 11 月 5 日(火) 08:50～11:30
- イ 実施場所
各執務場所のほか指揮室を庁舎 3 階(第 1・2・3 委員会室)に開設

(4) 参加者

- ア 恵庭市災害対策本部
当日の勤務者全員とするも、訓練間の各種状況に対応する職員は、各対策部長が指名する。
- イ 関係機関
 - a 現地参加(リエゾン、連絡要員派遣)
第 72 戦車連隊、千歳川河川事務所、千歳警察署、F Me-niwa
 - b リモート参加
札幌管区気象台
 - c 指揮室活動状況の研修
上記以外の関係機関

(5) 災害想定

ア 大雨

48時間で400ミリ(昭和56年8月4日～6日にかけての雨を再現)

イ 大地震

震度5強(平成30年北海道胆振東部地震を再現)

(6) シナリオの概要

ア 気象等の状況

○11月4日(月)

21:30大雨注意報発表

○11月5日(火)

05:00大雨警報発表・災害警戒本部設置

08:00札幌管区气象台からの情報

「今後12時間の降水予想80～120ミリ」

「今後24時間の降水予想200～250ミリ」

「総雨量400ミリ超の可能性」

08:30千歳川河川事務所からの情報

「11:00頃に氾濫危険水位到達の可能性」

累積降水量131ミリ

10:00緊急地震速報(Jアラート作動)、恵庭市の震度5強

11:30累積降水量175ミリ

○11月6日(水)

12:30累積降水量379ミリ(降り始めから33時間)

～1/100規模の大雨(72時間で325ミリ)の2倍を超える大雨

1/1,000規模の大雨(72時間で486ミリ)も超える可能性

イ 災害対策本部等の行動

○11月5日(火)

08:30までのシナリオは設想(実行動なし)

08:50大雨及び河川の状況を基地・防災課長から市長に報告

災害対策本部設置、指揮室開設開始、リエゾン派遣依頼

09:00庁議開始(09:30頃終了)

09:35第1回本部員会議

高齢者等避難発表、避難所開設指示

各部署は所要の行動を実施中(実行動なし)

10:00地震発生に伴い、職員・来庁者に対する安全確保の呼びかけ

10:10第2回本部員会議開催、複合災害対処開始

浸水害対策～避難所開設、避難者誘導・受入の継続

地震対策～安否確認、被害状況確認、追加の避難所開設準備

10:55 札幌管区气象台からのホットライン

「雨は56水害並み、大雨＋地震の揺れによる土砂災害に警戒」

11:05 第3回本部員会議

土砂災害警戒区域内への避難指示

11:30 訓練終了

3 成果のあった事項

(1) 指揮室の立ち上げ

災害対策本部設置決定後、速やかに指揮室を立ち上げられるよう「指揮室開設マニュアル(試行)」を予め作成しており、これを活用することで災害対策本部設置が決定してから40分後に開設を完了し、45分後に第1回本部員会議を開催した。

なお、現在の指揮室の構成と違っているため、単純に比較できるものではないが、平成30年北海道胆振東部地震における第1回災害対策本部員会議は、発災から57分後に開催されている。

(2) 複合災害(浸水害と大地震)対処における優先事項等の考え方

浸水害対処における最大の目標は、浸水被害が想定される地域の住民が浸水発生前に避難を完了することである。一方、大地震対処の目標は、生き埋め等、生命の危険が想定される状況にある地域住民を迅速に救出することであり、迅速な救出につなげるための安否確認が当初の優先事項である。

今回の訓練において、「複合災害対処時は、災害対策本部の限られた人的資源を効率的に運用するため、何を優先的に実施するかを精選する必要があり、浸水害と大地震の同時対処の場合は、避難指示等対象地域の住民を避難させつつ、大地震の被害を明らかにするための安否確認を同時並行で実施することが最優先事項である」ということについて、本部長以下、訓練参加者が認識を共有できた。

(3) 個別避難計画発動の手順

浸水害、大地震のそれぞれについて、次のとおり(番号順に実施)で問題ないことを確認した。

ア 浸水害における運用

- ①高齢者等避難または避難指示の発表
- ②上記①の対象エリア内に居住する避難行動要支援者をGIS内で確認
- ③上記②に該当する避難行動要支援者の個別避難計画を確認
- ④個別避難計画が有る場合は、計画に基づき避難開始
- ⑤個別避難計画が無い場合は、自主防災組織等に協力を求めて、所要の避難行動を開始
- ⑥避難行動の進捗状況を逐次確認

イ 大地震における運用

- ①建築年次が古く耐震基準を満たしていないと判断される住家と避難行動要支援者の居住場所をGIS内で確認
- ②上記①で重なって表示されている避難行動要支援者の安否確認を優先的に実施
- ③上記②の結果、救助・救出の必要が有る場合は、消防部隊本部への指示又は自衛隊、警察への依頼により速やかに対処
- ④救助・救出に至らなくとも避難の必要が有る場合は計画に基づき避難開始

(4) 指揮室内における関係機関との情報共有

関係機関から派遣されたリエゾンが、LOGOチャットのトーク及びノートを閲覧できるよう専用のパソコンを準備し、訓練実施間に各リエゾンが必要とする情報を随時収集できるようにした。

今回は、陸上自衛隊第72戦車連隊、北海道開発局千歳川河川事務所、北海道警察千歳警察署、FMe-niwaの4個機関に対して各1台ずつパソコンを用意したが、各機関とも「必要な情報は概ね収集できた。」との所見であった。

4 課題認識と解決の方向性

本項目においては「訓練を実施した結果、予定どおりに実施できなかった」事項のほか「災害対策本部の活動において必要であるが、今回の訓練では実施していない（当該行動等を訓練内容に取り入れていない）ため評価できない」あるいは「訓練を通じて必要性を認識した」事項についても記述する。なお、課題解決の方向性については、課題に続いて矢印(→)を付して字体を変えて記述する。

(1) 情報管理（収集・共有・発信）

ア 情報収集

- ①現行の指揮室体制になって以降、市民からの情報（問い合わせ、救助依頼等を含む）を収集する要領を検証していない。

→次回訓練において、シナリオに含むよう準備する。

- ②各対策班等からの情報を指揮室に集約する手段は主にLOGOチャットを使用しているが、回線不通時の代替手段を確立していない。

→総務対策部本部班（基地・防災課、総務課、情報政策課、秘書課で編成）において代替手段を検討する。

イ 情報共有

a 指揮室内における情報共有

①現在の指揮室内における情報共有手段のうち、クロノロジーについては、一人の職員が書き込みを実施しているが、処理が追い付かず、ＬＯＧＯチャットを使って報告された案件１１０件のうち、クロノロジーに転記できたのは５４件と約半数だった。

→記述漏れの生じない要領を研究する。

案の一例：クロノロジー記述担当職員を増員する。

クロノロジーのフォーマットを各対策部に配布し、対策部毎(状況により対策班毎)に記入する。これらを本部班の要員が定期的(１５分間隔等)に集計、一覧表にする。

②各対策部からのリエゾンが勤務する場所が本部長から離れているため、本部長が正面のモニターを見ながら指示を発する場合等において、正確な本部長意図が把握し難い。

→現在第２・３委員会室側にある勤務場所を第１委員会室側(本部長の後方)に移動させる方向で検討する。

③情報収集①と関連するが、市民から収集した情報を指揮室内や各対策部と共有する手段を確立していない。

→外部からの電話を指揮室内の電話対応係に集約し、電話対応係が聞き取った内容は、データ化して全庁フォルダにより共有する等、既存の基盤を活用した要領を研究する。

b 指揮室と各対策部等との情報共有

①本部長の指示は、動画配信システムを使って各対策部執務場所からも確認できるよう回線を構成しているが、本部長本人の様子しか映していないため、各職員は、本部長が見ている正面モニター等の内容が分からない状態となっており、正確な本部長意図が把握し難い。

→カメラの増設、画像共有システムの構築等の同時配信・共有手段を検討するほか、会議資料の配信・共有等の手段を研究する。

②各対策部の状況は副部長等が逐次ＬＯＧＯチャットのノート機能を使い記述するというルールで訓練を実施したが、ノートの情報は本部班の要員が開かないと本部長に届かないため、「今、必要な情報」を適時に本部長に報告するのが困難である。

→時期的及び内容的に重要な情報は、ノートではなくトークに書き込む等、本部長が確認し易い方法と、トークに記述する場合「いつ・何を記述するか」という判断基準となるルールを研究する。

この際、前 a ①項や同③項のような作業と重複しないよう留意する。

ウ 情報発信

a 災害対策本部内（市役所内）に対する情報発信

前イ b 項「指揮室と各対策部等との情報共有」と関連するが、避難指示の発出や避難所の開設指示、悪天候や余震への注意喚起等、職員全員が承知しておくべき事項について、積極的に職員に周知するためのルールが整備されていない。

→既存・既出の手段を活用するほか、庁内放送で説明する・データを確認するよう呼び掛ける等、職員に対しても積極的に情報を発信できる手段を研究する。

b 関係機関に対する情報発信

リエゾンを派遣している関係機関以外の関係機関や近隣の市町に対して、恵庭市の現況等を周知する手段について検証していない。

→大規模災害の場合、広域の相互支援・協力は不可欠であることから、防災会議や近隣市町とも協議しつつ有効な手段を研究する。

c 市民に対する情報発信

前 a 項「災害対策本部内（市役所内）に対する情報発信」と関連するが、避難指示が発出されたことや避難所が開設されたこと、悪天候や余震への注意喚起、ごみ収集の中止、学校の休校等、直ちに市民に周知する必要がある情報について、迅速に発信するためのルールが整備されていない。

→広報班長等を指揮室に配置し、一元的に管理する方向で検討する。

(2) 個別避難計画の運用に当たって処置すべき事項

①個別避難計画の対象である避難行動要支援者の避難先は、主に福祉避難所であり、保健福祉対策部(保健福祉部で編成)が開設・運営することとなっているが、福祉避難所となる施設のうち子ども発達支援センターは、避難教育対策部(一般の指定避難所(収容避難所)を運営)を編成する子ども未来部の管理施設であることから、管理責任移管の要否、移管するとすればその場合に必要となる手続き等について検討が必要である。

→本課題認識に基づき、子ども発達支援センターの運用について研究する。

②避難所開設に当たり、所要の資材(寝具、食料・水、非常用トイレ等)を輸送するために必要な調整が未実施であった。なお、対象者が在宅避難を選択する場合であっても同様の調整が必要と考えられる。

→避難所開設が決定した際に、これらを調整するための避難所開設準備会議を開催することがマニュアルで規定されているにもかかわらず開催されていなかったことが要因であり、関係者相互に声を掛け合い、確実に開催する。なお、個別避難計画を運用する際は、当初から福祉避難所の開設が必須となるため、保健福祉対策部も会議に参加するようマニュアルを改訂する。